

証券税制

2023年5月16日作成

特定口座とは

上場株式等の売却益にかかる課税については、原則として確定申告が必要です。

この確定申告における事務負担を軽減して簡易的に納税申告ができるように創設されたのが「特定口座」です。

特定口座の契約は2種類あり、お客さまは証券会社ごとを選択することができます。

※特定口座を開設しても口座管理料等の手数料はかかりません。

特定口座対象商品

- ・取引所上場株式（東証1部・2部上場の外国株式銘柄/旧東証外国部銘柄・東証マザーズ及び東証JASDAQ上場外国株式含む）
- ・信用建玉
- ・REIT・ETF・ETN・証券投資法人など
- ・外国株式
- ・非上場国内株式投信
- ・上場外国株式投信
- ・非上場外国株式投信
- ・非上場国内公社債投信
- ・債券（国内債券、円貨建外国債券、外貨建外国債券）

特定口座（源泉徴収あり/なし）

①源泉徴収あり

証券会社が売買損益の計算と納税すべき税金金額を計算して、証券口座から徴収します。

その徴収した税金を証券会社がお客さまに代わって納税します。

②源泉徴収なし

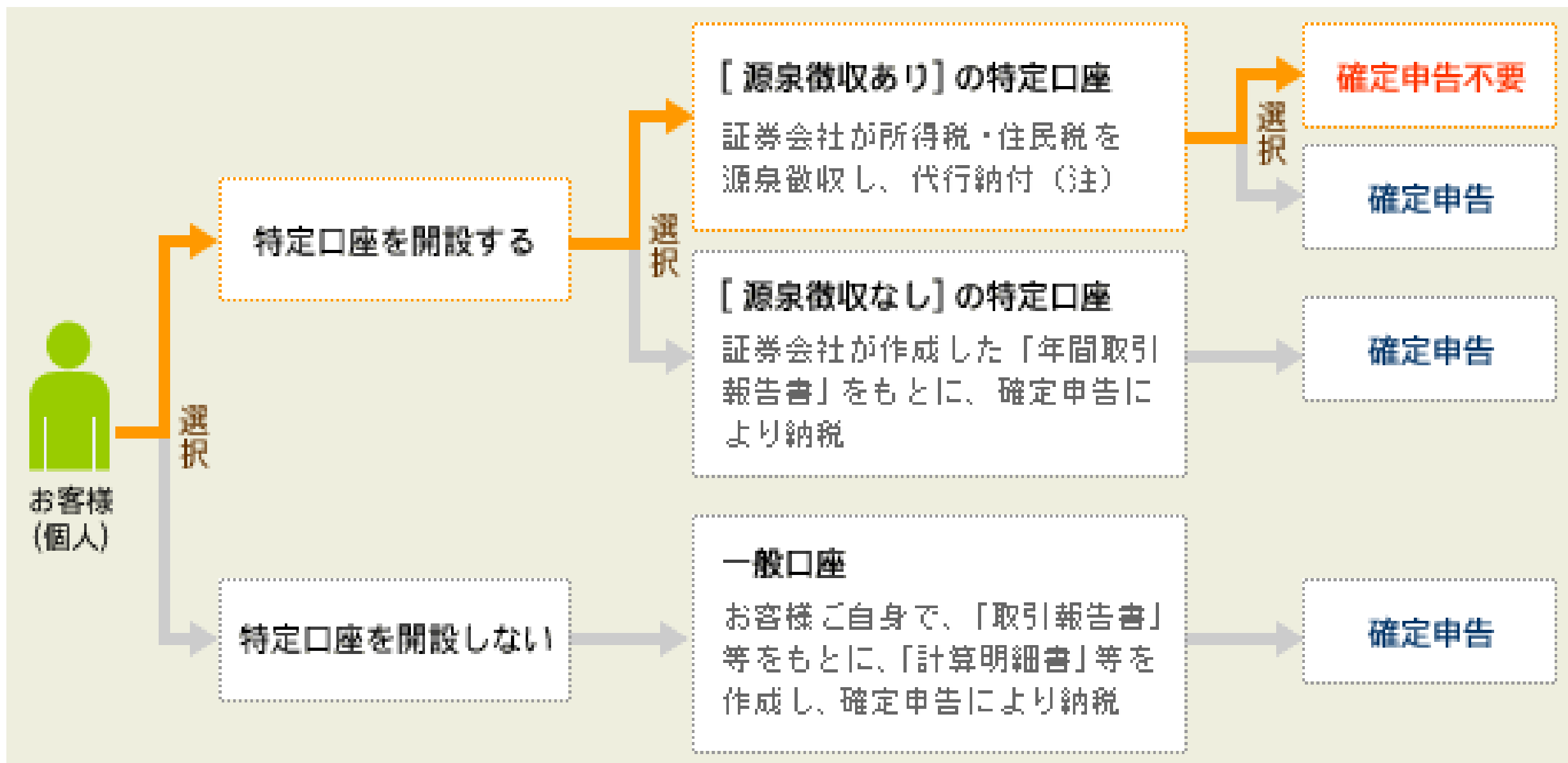
証券会社が売買損益を計算して、その計算結果をお客さまにお知らせすることで、お客さまは面倒な計算することなく簡易的に確定申告で納税ができる。

一般口座とは

特定口座やNISA口座で管理していない上場株式等を管理する口座のことです。

一般口座で管理している株式等は、投資家自らが1月1日から12月31日までの1年間の譲渡損益を計算し、翌年の2月16日から3月15日までに原則、**ご自身で確定申告**をしなければなりません。

特定口座は違い、1年間の取引をまとめた「年間取引報告書」の交付はなく、交付済の取引報告書や取引残高報告書、支払通知書等をご自身で合算して、**年間の損益を算出したうえで、ご自身で確定申告**が必要となります。



損益通算

上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したこと等により生じた譲渡損失の金額がある場合、その年分の上場株式等の配当等に係る利子所得の金額および配当所得の金額、譲渡益の金額と損益通算することが可能です。

損失の金額は翌年以後3年間にわたり、確定申告により繰り越し控除することが可能です。

損益通算

上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したこと等により生じた譲渡損失の金額がある場合、その年分の上場株式等の配当等に係る利子所得の金額および配当所得の金額、譲渡益の金額と損益通算することが可能です。

損失の金額は翌年以後3年間にわたり、確定申告により繰り越し控除することが可能です。

配当金等の損益通算の還付は、対象年の翌年1月初旬に受渡を行います。

還付のイメージ

	譲渡損益額	譲渡損益額累計	譲渡益税
A銘柄	▲50,000	▲50,000	0
B銘柄	▲10,000	▲60,000	0
C銘柄	80,000	20,000	4,063

◆約定日翌日

複数銘柄の損益を計算し直した結果、損失が発生した場合は還付を行う。

※前日までが利益が生じて源泉徴収があった場合、前日までの損益を再計算して徴収の超過分を特定口座に還付します。

※夜間PTSで売却した場合利益に対する税金拘束はすぐ入りますが、約定日の翌々営業日朝に徴収・還付します。

※実際に現金に還付するのは受渡日（買付余力には約定日翌日から反映している）

合計損益：A銘柄（▲50,000）+B銘柄（▲10,000）+C銘柄（+80,000）= +20,000

譲渡益税：+20,000 × 20.315% = 4,063（受渡日付で控除される）

外貨建て債券の計算

譲渡損益＝譲渡価額－取得コスト－譲渡費用

決済方法	譲渡価額	円未満の扱い	為替レート
外貨決済	(約定金額(外貨) - 経過利子(外貨)) × 為替レート(TTB)	少数以下切り捨て	国内約定日のTTB

この一冊でわかる NISAのキホン

2024年1月から新しいNISAがはじまります



■ 投資信託説明書（交付目論見書）のご請求・お申込み



SMBC日興証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本STO協会

■ 資料の作成、設定・運用



三井住友DSアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号
加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当資料中の記載事項・見解は、全て当資料作成時点で三井住友DSアセットマネジメントが知り得る情報に基づくものであり、制定された制度の内容が変更になる、または廃止になる可能性等があります。制度の利用により投資商品そのもののパフォーマンスが変化するものではありません。

この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

NISAって?

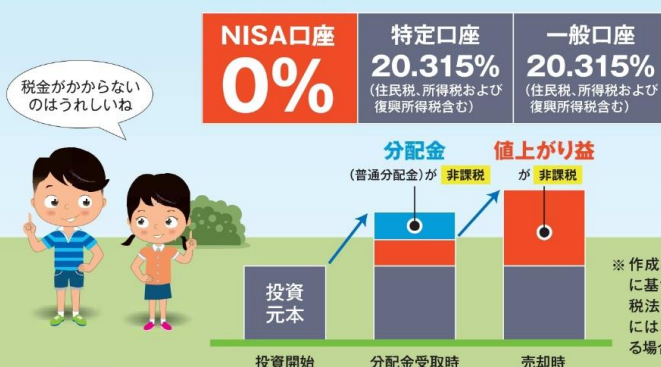
NISAとは少額投資非課税制度の愛称で、毎年一定金額の範囲内で株式や投資信託等の金融商品から得られる利益が非課税になる(税金がかからなくなる)制度です。

2023年12月末までの現行のNISAでは、18歳以上を対象とする「つみたてNISA」「一般NISA」、未成年を対象とした「ジュニアNISA」の3つのNISAがあります。2024年1月からは、新しいNISAに移行し、「つみたて投資枠」「成長投資枠」として新たに投資条件が変更され、「ジュニアNISA」は終了となります。

新しいNISAについて現行のNISAと比較しながら、詳しくみてみましょう。

NISAの最大の特徴は**運用益が非課税**になること。

【投資信託の場合】



目次

- 1 NISAって? P.1
- 2 新旧NISAのかんたん比較 P.2
- 3 「つみたて投資枠」のポイントとしくみ P.3
- 4 「成長投資枠」のポイントとしくみ P.4
- 5 積み立てるってどういうこと? P.5-6
- 6 2024年1月以降、現行NISAはどうなるの? P.7-8
- 7 Q&A P.9-16
- 8 アナタにぴったりの「つみたて」を質問に答えて発見しよう! P.17-18

新旧NISAのかんたん比較

現行のNISAは、2023年末をもって、新規口座開設、投資ができなくなるよ



	現行のNISA			新しいNISA	
	つみたてNISA	一般NISA	ジュニアNISA	つみたて投資枠	成長投資枠
投資可能期間	～2023年末	～2023年末	～2023年末	2024年1月～ 恒久化	
併用	併用不可			併用可能	
年間投資枠	40万円	120万円	80万円	120万円	240万円
対象商品	投資信託 ^{*1}	上場株式・投資信託等		現行のつみたてNISAと同じ	上場株式・投資信託等 ^{*2}
買付方法	積立	スポット・積立		積立	スポット・積立
非課税保有限度額	800万円	600万円	400万円	1,800万円 内枠で1,200万円	
非課税投資枠の管理	買付金額で管理 / 売却分の枠の再利用不可			買付金額で管理 / 売却分の枠の再利用可能	
非課税保有期間	最長20年間 ^{*3}	最長5年間 ^{*3}		無期限化	

*1 積立・分散投資に適した一定の投資信託。詳しくは3ページをご覧ください。

*2 一部対象外があります。詳しくは4ページをご覧ください。

*3 2024年1月以降、現行NISAはどのように変わるの? P.7-8

(出所) 金融庁HPを基に三井住友DSアセットマネジメント作成

「新しいNISA」の押さえておきたいポイント!

- 1 口座開設期間が**恒久化**され、非課税保有期間が**無期限化**
- 2 **年間投資枠が拡大**
(「つみたて投資枠」は120万円、「成長投資枠」は240万円、2つの枠が併用可能となり**合計最大360万円**まで投資が可能です。)
- 3 **非課税保有限度額が全体で1,800万円に**
(「成長投資枠」は内枠で最大1,200万円)
- 4 非課税保有限度額は、**売却分の枠の再利用が可能**(ただし、年間投資上限額は変わりません。)
- 5 現行のNISA口座は新しいNISA口座に自動的に移行される見込み
2023年末までに現行のNISAで投資した分は**新しいNISA口座の外枠**となり、**ロールオーバーも不可**

非課税保有期間が無期限になって、投資枠も増えたのね!!

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。



「つみたて投資枠」の ポイントとしくみ



「成長投資枠」の ポイントとしくみ

新しいNISAには、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」があり、それぞれ併用した場合、年間投資枠は最大360万円、非課税保有限度額は最大

投資対象となる金融商品、年間投資枠等が異なり、併用が可能です。1,800万円（「成長投資枠」は内枠で最大1,200万円）となります。

ポイント

こまめに相場を見る時間がないわ…

いつ投資を
始めればいいのか
分からないわ…

価格が下がると
不安だわ…

**つみたて
投資枠**

つみたて投資なら
少額からはじめ
られるよ!!

対象者	期間
日本に住む満18歳以上 (非課税口座開設年の1月1日現在)	口座開設期間が恒久化 非課税保有期間は無期限
非課税投資枠	投資対象商品
年間投資枠 120万円 非課税保有限度額 1,800万円 非課税保有限度額は「成長投資枠」との合算になります。売却した分の枠の再利用が可能です。ただし、年間投資枠を超えて投資はできません。	対象商品は一定の条件を満たす投資信託 投資信託、ETFのうち、つみたてNISAの基準を満たす 限られた商品が投資対象になります。いずれの商品も 信託報酬が一定未満に抑えられ、信託期間が20年以上 であるなど、長期の資産形成に適した商品です。
買付方法	
買付けは定期的に継続したものであること 事前に金融機関との間で締結した積立契約(累積投資契約)に基づき、対象商品を指定したうえで、「1か月に1回」など定期的に一定金額の買付けを行う方法に限られています。	

(出所) 金融庁HPを基に三井住友DSアセットマネジメント作成
新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

ポイント

幅広い商品から
選べるのね

成長投資枠

対象者	期間
日本に住む満18歳以上 (非課税口座開設年の1月1日現在)	口座開設期間が恒久化 非課税保有期間は無期限
非課税投資枠	投資対象商品
年間投資枠 240万円 非課税保有限度額 1,200万円 (「つみたて投資枠」との合算の非課税保有限度額1,800万円の以内) 「成長投資枠」のみの場合は1,200万円までです。売却 した分の枠の再利用が可能です。ただし、年間投資枠を 超えて投資はできません。	上場株式、投資信託等 整理・監視銘柄、信託期間20年未満、高レバレッジ 型および毎月分配型の投資信託等を除く。
年間投資上限額240万円に対する投資方法の例	
(1) 一度に240万円 例えは、年初に上限額 の「240万円を1回」 で投資する方法。 年初 年末 240万円	(2) 分割して240万円 例えは、「1月に120万円、5月に80万円、11 月に40万円」を投資す る方法。 年初 年末 240万円
(3) 定期的に一定額 例えは、「毎月20万円 ずつ」投資する方法。 年初 年末 240万円	

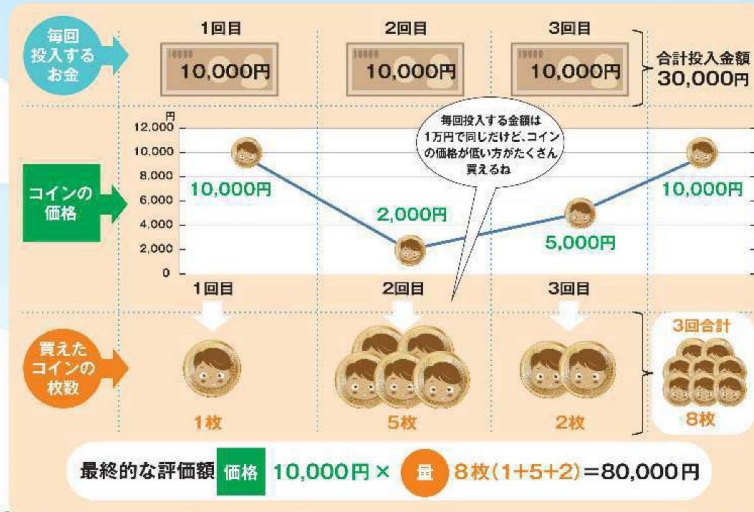
(出所) 金融庁HPを基に三井住友DSアセットマネジメント作成
新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。



積み立てるって どういうこと?

- 積立投資とは、価格が変動する商品(投資信託など)を定期的に自分で決めた額や口数を買付けする投資手法です。
- 投資金額を一定とすると「価格が高い時には口数が少なく、価格が低い時には口数が多く」なります。これにより、長期的に平均買付単価を低く抑える効果があります。

たとえば 毎回1万円、マナブ君コインに積立投資する場合



積立投資なら投資に対する不安が軽減されます

価格の動きだけではなく、量が変化する効果が重要

価格の下落時は、量を増加させる良い機会

積立投資は少額の資金から投資が可能



積立投資なら、「いつはじめたら良いかわからない」や「下がったらどうしよう」といった不安が軽減されるんだね!

※上記は過去のデータを基に当社が行ったシミュレーションの結果であり、実際の投資成果ではありません。一定の前提

投資信託で 積立 世界株式ファンドで積立投資にチャレンジ!



世界株式ファンドの動きと、世界株式ファンドに月々3万円ずつ積立投資した場合のシミュレーション <2003年1月末~2023年1月末>



(注1) 世界株式ファンドの積立投資のデータは、実際のファンドではなく、MSCI AC World指数(配当込み、円ベース)を使用して算出。投資開始日から投資終了日の前月まで、毎月末に3万円ずつ投資をしたと仮定したシミュレーション。投資最終月以外は月末の積立額考慮後。
(注2) 投資に係る費用(購入時手数料、信託報酬、税金等)は考慮していません。
(出所) FactSetのデータを基に三井住友DSアセットマネジメント作成

条件に基づくものであり、経費等は考慮されていません。また、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。

この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

2024年1月以降、 現行NISAはどうなるの？

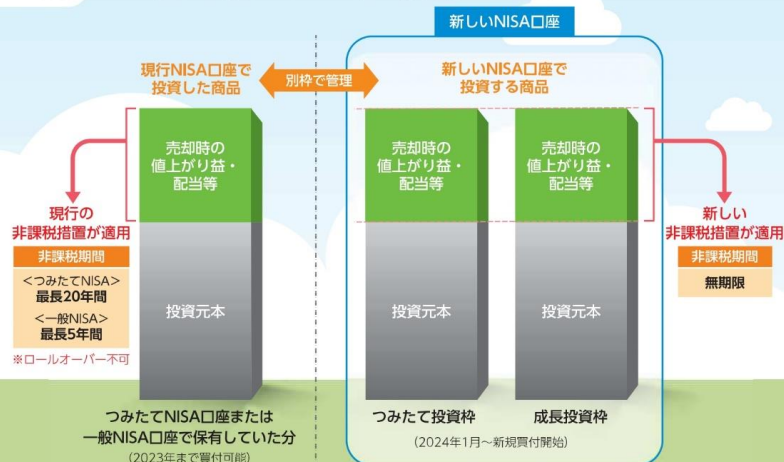


現行NISA口座や投資商品の取り扱い

- 現行のつみたてNISA口座、一般NISA口座ともに、金融機関の変更がない場合は、自動的に新しいNISA口座に移行しますが、2023年末までに投資した商品を新しいNISA口座に移すことはできません。
- 現行NISA口座で2023年末までに投資した商品は、新しいNISA口座とは別枠で、現行制度における非課税措置が適用されます。
- 現行NISA口座で投資した分のロールオーバー*はできません。したがって、2023年末までの投資分は、つみたてNISA口座は2042年まで、一般NISA口座は2027年までに売却するか、課税口座(特定口座、一般口座)へ移す必要があります。

* 非課税期間終了後、翌年の非課税枠を利用して保有を続けること。

<現行NISA口座から新しいNISA口座へ移行後のイメージ>



口座は新しいNISA口座に自動的に変わるけど、現行NISA口座で投資したものは別枠で管理されるよ！

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

現行NISA口座と新しいNISA口座の 両方を利用して、非課税投資枠を最大活用

現行NISA口座と新しいNISA口座は別枠で管理されるため、現行NISA口座と新しいNISA口座の両方を活用することで非課税投資枠が増えます。

現行NISAが適用される2023年は、年間投資枠が「つみたてNISA」では40万円、「一般NISA」では120万円であり、それぞれ今後20年、5年と非課税措置を受けることができます。そして、2024年からはじまる新しいNISA口座は、現行のNISA口座とは別に、新たに非課税投資枠(年間投資枠最大360万円、非課税保有限度額1,800万円)が付与されます。

<2023年につみたてNISA口座を開設した場合の非課税投資枠>

$$\begin{array}{|c|} \hline 2023年～2042年 \\ \text{つみたてNISA} \\ \hline 40\text{万円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline 2024年～ \\ \text{新しいNISA} \\ \hline 1,800\text{万円} \\ \hline \end{array} = \underline{1,840\text{万円}}$$

まだ現行NISA口座を保有していない場合は、2023年が現行NISA口座を開設できる最後の年となるよ！

<2023年に一般NISA口座を開設した場合の非課税投資枠>

$$\begin{array}{|c|} \hline 2023年～2027年 \\ \text{一般NISA} \\ \hline 120\text{万円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline 2024年～ \\ \text{新しいNISA} \\ \hline 1,800\text{万円} \\ \hline \end{array} = \underline{1,920\text{万円}*}$$

* 1,920万円のうち、一般NISAの120万円分は2027年までとなります。

ジュニアNISAはなくなるの？

2023年でジュニアNISAは終了しますが、2023年までに買い付けした金融商品はご本人が18歳になるまで非課税で保有し続けることが可能です。ただし、2024年以降は新規投資および新たなジュニアNISA口座の開設はできなくなります。18歳になるまで保有し続けた場合、その後は課税口座(特定口座、一般口座)へ払い出されます。



2023年まで
新規口座開設・投資が可能

18歳になるまで
非課税で継続保有可能



18歳になったら、
→課税口座へ払出し

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。



Q & A

Q&A目次

口座開設編

P.10~11

- Q-1** どうすれば新しいNISA口座を開設できますか？現行NISA口座を持っている場合、手続きは必要ですか？
- Q-2** 現行NISA口座を開設している金融機関とは別の金融機関で新しいNISA口座を開設することはできますか？
- Q-3** 複数の金融機関でNISA口座を開設することはできますか？
- Q-4** 新しいNISAでは「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用はできますか？また、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」で金融機関を分けることはできますか？
- Q-5** 現行NISA口座、あるいはNISA口座以外で保有している投資信託等を、新しいNISA口座に移すことはできますか？
- Q-6** 2024年以降、現在開設済みのジュニアNISA口座はどうなりますか？また、子供向けのNISAの活用はどうしたら良いですか？

年間投資枠、非課税保有限度額編

P.12~15

- Q-7** 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」はどのように管理されるのでしょうか？
- Q-8** 新しいNISAの年間投資枠について教えてください。
- Q-9** 新しいNISAの非課税保有限度額について教えてください。
- Q-10** 「非課税保有限度額は1,800万円、「成長投資枠」は内枠で最大1,200万円」とはどういうことですか？
- Q-11** ①年間投資枠、②非課税保有限度額ともに、売却した分の再投資はできるのでしょうか？
- Q-12** NISA口座の年間投資枠には、購入時手数料や消費税は含まれますか？
- Q-13** 年間投資枠を超えた場合はどうなりますか？
- Q-14** 年間投資枠を使い切らなかった場合、翌年に繰り越せますか？
- Q-15** 既に運用している投資信託をNISA口座に移すことはできますか？

損益通算編

P.15

- Q-16** 譲渡損失が発生してしまった場合、特定口座や一般口座との損益通算はできますか？

対象商品編

P.16

- Q-17** 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」で対象商品は異なりますか？
- Q-18** 「つみたて投資枠」の対象商品である投資信託(現行の「つみたてNISA」の対象商品と同条件の投資信託)はどこで確認できますか？
- Q-19** 「成長投資枠」の対象商品について教えてください。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。



Q & A



口座開設編

- Q-1** どうすれば新しいNISA口座を開設できますか？現行NISA口座を持っている場合、手続きは必要ですか？

A-1 NISA口座をお持ちでない方は、金融機関でNISA口座の開設手続きが必要です。開設時にはマイナンバーの提示が求められます。
現行NISA口座をお持ちの方は、金融機関の変更がない場合は手続きなしで、そのまま新しいNISA口座として利用することができる見込みです。

- Q-2** 現行NISA口座を開設している金融機関とは別の金融機関で新しいNISA口座を開設することはできますか？

A-2 できます。2023年中に現行NISA口座で投資をしているかどうかで手続き方法が異なります。

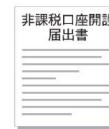
①2023年中に現行NISA口座で投資していない場合は、2023年9月30日までに現行NISA口座の金融機関の変更手続きを完了させることで、その後自動的に変更後の金融機関で新しいNISA口座が開設される見込みです。その場合は、既に現行NISA口座がある金融機関に「金融商品取引(業者)変更届出書」を提出して「勘定廃止通知書」を受け取り、変更したい希望の金融機関へ「非課税口座開設届出書」に「勘定廃止通知書」を添付してお申込み下さい。

②2023年中に現行NISA口座で投資している場合は、2023年9月30日まで金融機関の変更はできず、自動的に既に現行NISA口座がある金融機関に新しいNISA口座が開設されます。
2023年10月1日以降に新しいNISA口座の金融機関変更として手続きできる見込みです。

詳しくは、各金融機関にご確認ください。

<2023年中に現行NISA口座で投資していない場合の手続き方法>

まずは、現行NISA口座の金融機関に届け出て、「勘定廃止通知書」を受け取ってね！



+



新しいNISA口座
開設希望の金融
機関へ提出



※上記はイメージです。

- Q-3** 複数の金融機関でNISA口座を開設することはできますか？

A-3 NISA口座を開設できるのは、1人につき1つの金融機関のみです。開設後に金融機関を変更することはできますが、同一年中に新規投資ができるのは1つの金融機関のみです。

例えば1月に投資した場合、その年の12月までは別の金融機関で投資できないのね！



新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

口座開設編 ～つづき～

Q-4 新しいNISAでは「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用はできますか？ また、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」で金融機関を分けることはできますか？

A-4 新しいNISAでは、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用が可能です。
「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の金融機関を分けることはできません。両枠合わせた非課税保有限度額等が定められているため、同一口座内で管理されます。

Q-5 現行NISA口座、あるいはNISA口座以外で保有している投資信託等を、新しいNISA口座に移すことはできますか？

A-5 できません。
新しいNISA口座を利用するためには、新たな資金で投資信託等を購入する必要があります。
現行NISA口座で買付けた投資信託等は、2024年以降も「一般NISA」で最大5年間、「つみたてNISA」で最大20年間は非課税で保有し続けることが可能です。ただし、現行NISA口座で非課税期間を延長するロールオーバーはできません。それぞれ非課税期間終了時あるいはその前に、売却または課税口座（特定口座や一般口座等）に移すことになります。
詳しくは7ページをご覧ください。

Q-6 2024年以降、現在開設済みのジュニアNISA口座はどうなりますか？ また、子供向けのNISAの活用はどうしたら良いですか？

A-6 現行のジュニアNISA口座で投資した金融商品は、非課税期間（5年）終了後、自動的に継続管理勘定に移管され、ご本人が18歳になるまで非課税で保有することが可能です。
2024年1月からは新規投資および新たな口座の開設はできなくなります。また、現行NISAではご本人が18歳になるまで、原則払出しができませんでしたが、2024年以降は18歳以下でも払出しが可能になります。ただし、払出しを行う場合は、これらの口座で保有している商品はすべて払出す必要があり、払出し後、これらの口座は廃止されます。
新しいNISA口座は18歳以上の方が対象ですので、お子さまの将来に向けた資金の運用は、非課税保有限度額が拡大される親御さまのNISA口座で行うことを検討されてはいかがでしょうか。

ジュニアNISA口座は継続されるけど、新たに買付けはできなくなるよ！！

ジュニアNISA

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

年間投資枠、非課税保有限度額編

Q-7 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」はどのように管理されるのでしょうか？

A-7 新しいNISA口座では、買付金額を基準に、同一口座内において「つみたて投資枠」と「成長投資枠」が管理されます。それぞれの枠について、年間投資枠と非課税保有限度額が定められており、投資家はどちらの枠で投資するかを決めることになります。

Q-8 新しいNISAの年間投資枠について教えてください。

A-8 新しいNISAの年間投資枠は、1人あたり「つみたて投資枠」は120万円、「成長投資枠」は240万円となっています。両枠の併用が可能であるため、最大360万円投資することができます。

例えば、年初に240万円一括投資し、さらに毎月10万円ずつ積立投資すると、年間投資枠の最大360万円（240万円＋120万円【10万円×12か月】）分の枠をすべて利用することができます。

<年初に240万円一括投資し、1年間で月10万円ずつ積立投資する場合の例>

年間投資枠の最大360万円をすべて利用。



新しいNISAでは「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の両枠が併用できるのがいいわね！

両枠併用で最大360万円分、1年間に投資できるんだね！

※上記はイメージです。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

年間投資枠、非課税保有限度額編 ~つづき~

Q-9 新しいNISAの非課税保有限度額について教えてください。

A-9 非課税保有限度額は、新しいNISA口座で金融商品を一生運用できる限度額のことです。1人あたり1,800万円となっています。現行NISAと比べて金額が増え、期間も無期限となりました。

例えば、ご夫婦がそれぞれ口座を開設すれば、合わせて2人分の限度額3,600万円の金融資産を保有できます。さらに、18歳以上であればお子さまの分も口座開設が可能であるため、世帯あたりでは、さらに大きな額の金融商品を非課税で保有することが可能です。

※すべて買付金額ベース。



お父さん、お母さん、成人の子が1人の3人家族の場合、合わせて5,400万円も非課税で投資できるようになるんだね！！

Q-10 「非課税保有限度額は1,800万円」「成長投資枠」は内枠で最大1,200万円」とはどういうことですか？

A-10 非課税保有限度額は「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の合算で1,800万円ですが、「成長投資枠」のみで1,200万円を超えて保有することはできません。「つみたて投資枠」のみで1,800万円保有することは可能です。

例えば、「成長投資枠」で1,200万円投資信託を保有している場合、それ以上「成長投資枠」での買付けはできませんが、「つみたて投資枠」で非課税保有限度額の残りの600万円分を買付けすることができます。

※すべて買付金額ベース。

<非課税保有限度額まで投資信託を買い足す場合の例>



新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

年間投資枠、非課税保有限度額編 ~つづき~

Q-11 ①年間投資枠、②非課税保有限度額ともに、売却した分の再投資はできるのでしょうか？

A-11 ①年間投資枠については、売却しても投資枠（「つみたて投資枠」は120万円、「成長投資枠」は240万円）以上の投資をすることができます。

例えば、新しいNISA口座で1,000万円投資信託を保有しており、500万円分を売却した場合、売却した500万円分がその年の年間投資枠に新たにプラスされ、最大360万円が860万円になることはありません。

②非課税保有限度額については、売却分の枠を再利用して新たに投資することができます。

例えば、新しいNISA口座で1,000万円投資信託を保有しており、500万円分を売却した場合、売却した500万円分の非課税保有限度額の枠が復活し、新たな投資が可能となります。

現行NISAにおいては、「つみたてNISA」は最大800万円（年40万円×20年）、「一般NISA」は最大600万円（年120万円×5年）まで投資可能ですが、一度売却するとその分の枠はなくなってしまいます。

新しいNISA制度では、非課税保有限度額の枠が再利用できるので、年齢に合わせて資産配分の変更（株式と債券の比率を変更すること等）が可能になります。

<保有している投資信託1,000万円のうち500万円分を売却した例>



新しいNISAでは、非課税保有限度額の枠を再利用できるから、投資している金融商品を一旦売却して資産を見直すことができるわね！

非課税保有限度額は500万円分復活して1,300万円になったけど、年間投資枠は変わらないよ！！



※上記はイメージです。

Q-12 NISA口座の年間投資枠には、購入時手数料や消費税は含まれますか？

A-12 含まれません。

例えば、「つみたて投資枠」の年間投資枠120万円の枠の場合、購入時手数料や消費税を除いた約定金額のみの120万円が対象となります。120万円ちょうどで投資枠を利用する場合は、「手数料+消費税」分を、買付金額に上乗せして取引する必要があります。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。



年間投資枠、非課税保有限度額編 ~つづき~

Q-13 年間投資枠を超えた場合はどうなりますか？

A-13 年間投資枠を超えた部分については、課税口座(特定口座や一般口座)での取扱いになります。詳しくは、NISA口座を開設した金融機関にご確認ください。

Q-14 年間投資枠を使い切らなかった場合、翌年に繰り越せますか？

A-14 1年の間に年間投資枠の上限まで投資をしなかった場合でも、残りの枠を翌年以降に繰り越すことはできません。

Q-15 既に運用している投資信託をNISA口座に移すことはできますか？

A-15 課税口座(特定口座や一般口座)で保有している投資信託を、そのままNISA口座に移管することはできません。非課税投資枠を利用するには、NISA口座で新たに投資信託を購入する必要があります。

損益通算編

Q-16 譲渡損失が発生してしまった場合、特定口座や一般口座との損益通算はできますか？

A-16 特定口座や一般口座との損益通算はできません。NISA口座は、分配金や譲渡益があっても課税されない一方、譲渡損失があっても他の口座と損益通算はできません。

〈ご参考〉損益通算とは
ファンドの売却を行って損失が出た場合、別のファンドで出た利益等から、損失の額を差し引くことを損益通算といいます。また、損益通算をしても、なお控除しきれない損失の金額は確定申告により、翌年以降3年間にわたって繰越控除できます。(連続して、確定申告が必要です)
(注)この例は特定口座(源泉徴収あり)の場合です。特定口座(源泉徴収なし)や一般口座、他の金融機関の特定口座等との損益通算では確定申告をする必要があります。

【例】



※記はイメージ図です。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

15



対象商品編

Q-17 「つみたて投資枠」と「成長投資枠」で対象商品は異なりますか？

A-17 異なります。
「つみたて投資枠」の対象商品は、積立・分散投資に適した一定の投資信託で、金融庁に届出されたものになります。「成長投資枠」の対象商品は、「つみたて投資枠」の対象商品に加え、アクティブファンドの投資信託や上場株式等があり、より幅が広がります。

Q-18 「つみたて投資枠」の対象商品である投資信託(現行の「つみたてNISA」の対象商品と同条件の投資信託)はどこで確認できますか？

A-18 金融庁のホームページで対象商品を確認することができます。金融機関により取扱い商品が異なりますので、口座開設、または口座変更前に各金融機関の商品ラインアップをご確認ください。SMBG日興証券でお取り扱いの「つみたて投資枠」の対象商品は、SMBG日興証券のホームページでご確認いただけます。

Q-19 「成長投資枠」の対象商品について教えてください。

A-19 「成長投資枠」の対象商品は、上場株式や投資信託等で、「一般NISA」の対象商品と似ていますが、一部除外されます。新しいNISAでは、長期投資にふさわしいかどうかという観点で対象商品が決められており、以下の3つの条件の投資信託が対象から除外される予定です。

①高レバレッジ型の投資信託
(投資対象とする指数等の値動きに対して、より大きい値動きをするような投資信託)

②毎月分配型の投資信託

③信託期間が20年未満の投資信託

今後、対象商品のリストが整理される予定です。

「つみたて投資枠」より「成長投資枠」の対象商品の方が幅広いんだね！
「成長投資枠」の対象商品は、「一般NISA」と近いみたいだけど、長期投資という観点から、一部除外されるんだね。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。

この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

16

アナタにぴったりの「つみたて」を質問に答えて発見しよう！



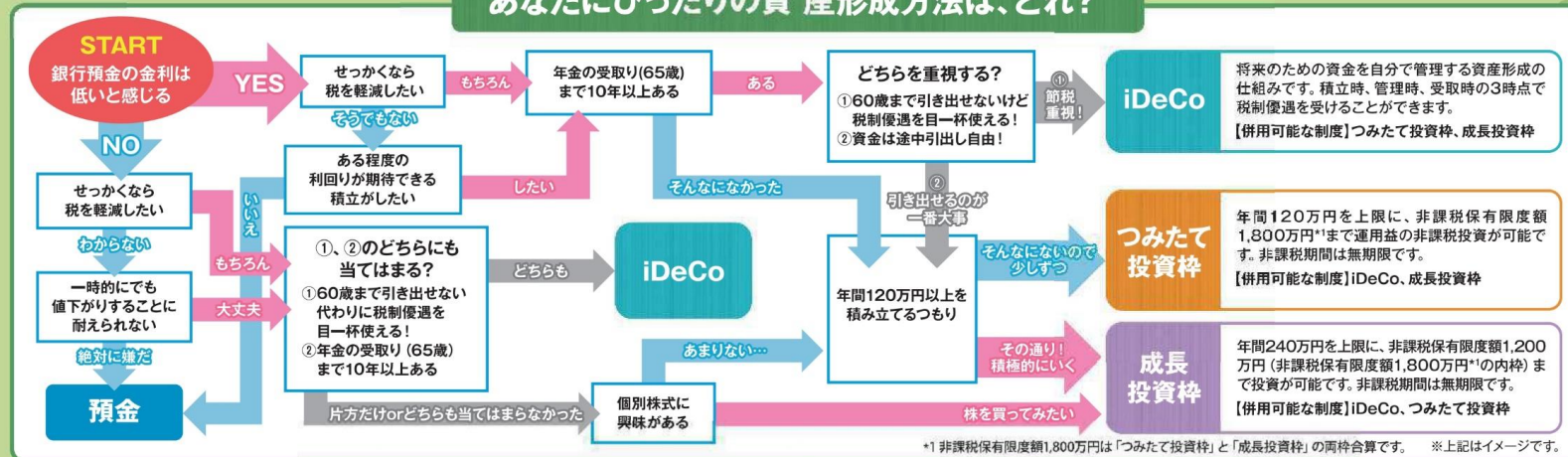
Q 2024年以降、新しいNISAの「つみたて投資枠」「成長投資枠」の他にも資産形成を応援する制度には「iDeCo」があります。どの制度を優先的に利用すればいいのでしょうか？ また、制度の違いを教えてください。

A どの制度をベースとして活用するかは人それぞれです。下のチャートと制度比較表でご自身にピッタリの「つみたて」制度を確認しましょう。



iDeCoとは個人型確定拠出年金(個人型DC)の愛称で、原則すべての現役世代が加入できる年金制度です。

あなたにぴったりの資産形成方法は、どれ？



iDeCo と新しい NISA の比較

	iDeCo	新しいNISA	
		つみたて投資枠	成長投資枠
誰が利用できる？	原則として、国民年金や公的年金を収める、20歳以上65歳未満の国民	18歳以上の日本居住者 (非課税口座が開設される年の1月1日現在)	
いくら利用できる？	自営業: 81.6万円/年 会社員: 14.4万円/年 ~ 27.6万円/年 *2 公務員: 14.4万円/年 専業主婦・主夫: 27.6万円/年 等	非課税保有限額1,800万円(成長投資枠は枠内で1,200万円)	
いつまで新規投資できる？	65歳まで *3	120万円/年	240万円/年
対象商品	投資信託、保険、定期預金等	恒久化 一定の要件を備えた投資信託等 *4	
積立時の税軽減効果	全額所得控除	——	
運用時の税軽減効果	運用益非課税	運用益非課税	
受取時の税軽減効果	退職所得控除または公的年金控除の対象	非課税	
いつでも引き出しできる？	原則60歳まで引出し不可	いつでも可能	

- *2 企業年金等に加入していない方は年額27.6万円、企業年金等に加入している方のうち企業型DCのみに加入している方は年額24万円、企業年金等に加入している方のうち企業型DCのみに加入している方以外の方は年額14.4万円。
- *3 掛金の拠出に係る年齢制限です。74歳11ヵ月までは運用の継続が可能です。
- *4 金融庁が定めた基準を満たし、長期の積立・分散投資に適した商品として認められたもの。信託契約期間が無期限又は20年以上であること、分配頻度が毎月でないこと等の基準があります。つみたて投資枠と成長投資枠で対象商品は異なります。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。
この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

新しいNISAは2024年1月から開始される予定です。制度の内容は今後変更される場合があります。
この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

重要な注意事項

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、投資信託は預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用…購入時手数料 上限3.85%(税込)

…換金(解約)手数料 上限1.10%(税込)

…信託財産留保額 上限0.50%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用…信託報酬 上限年2.255%(税込)

◆その他費用…監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々々の取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、あらかじめその上限額、計算方法を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由によりあらかじめ具体的に記載することはできません。

【ご注意】

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友DSアセットマネジメントが運用するすべての投資信託における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目録見書)や契約締結前交付書面等を必ず事前にご覧ください。

投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

投資信託は、クローズト期間、国内外の休業日の取扱い等により、換金等ができないことがありますのでご注意ください。

[2023年3月31日現在]

当資料は、情報提供を目的として、三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

●手数料等について

SMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます)のご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。たとえば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く)の場合は約定代金に対して最大1.265%(ただし、最低手数料5,500円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大3.30%の申込手数料、最大4.50%の換金手数料または信託財産留保額、間接的費用として、最大年率3.70%の信託報酬(または運用管理費用)およびその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等または相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率または金額を記載しています。

●リスク等について

各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、または元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。

なお、信用取引またはデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客さまの差し入れた委託保証金または証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客さまの差し入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。

また、店頭デリバティブ取引については、当社が表示する金融商品の売り付けの価格と買い付けの価格に差がある場合があります。

上記の手数料等およびリスク等は商品ごとに異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目録見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。なお、目録見書等のお問い合わせは当社各店舗までお願いいたします。

商 号 等 SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

[2023年4月19日現在]

作成基準日：2023年4月19日